

奈良市バリアフリー基本構想
【近鉄高の原駅周辺地区版】
（案）

令和7年7月時点版

奈 良 市

目次

1 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定	1
(1) 重点整備地区の設定.....	1
(2) 生活関連施設の設定	1
(3) 生活関連経路の設定	5
(4) 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の地図	7
2 地区におけるバリアフリー化の主な課題	9
(1) まちあるき点検調査・意見交換会.....	9
(2) 子育て世代アンケート調査	11
(3) 地区における主な課題.....	18
3 重点整備地区におけるバリアフリー事業	19
(1) 本重点整備地区における整備項目、整備実施時期及び事業主体	20
【参考資料】子育て世代アンケート調査結果	25
アンケート調査結果	25
【参考資料】建築物(生活関連施設)ヒアリング調査.....	38

1 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

今回の改定では、2020 年(令和 2 年)3 月に策定した「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」に基づき、奈良市内の鉄道駅のうち、駅周辺に官公庁施設や商業施設、医療・福祉施設等がある「近鉄高の原駅周辺地区(以下、「本重点整備地区」という。)」を、奈良市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

本重点整備地区は、聴覚障害者や視覚障害者等、多くの方々が利用する駅の周辺エリアであり、バリアフリーの推進を優先的に進めていく必要があります。また、本重点整備地区は JR 平城山駅周辺地区と隣接しているため、JR 平城山駅周辺地区との移動動線の連続性について整合性をとり、重点整備地区を設定します。

なお、本重点整備地区における目標年次は、本市の最上位計画である「奈良市第5次総合計画」の目標年次にあわせて2031年度(令和13年度)とします。

(2) 生活関連施設の設定

1) 生活関連施設の設定の考え方

生活関連施設として位置付ける施設は、奈良市内の他の施設と比較して特に優先して整備すべき施設とします。また、その他主要な施設については、生活関連施設に準ずる施設としてバリアフリー化を推進します。

本重点整備地区には、中心的な生活関連施設となる近鉄高の原駅のほか、奈良市北部会館やイオンモール高の原、高の原中央病院等、多くの方が利用する施設が多数所在しています。

生活関連施設の選定にあたっては、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」における考え方を踏まえ、公共性の高い施設、施設規模が 2,000 m²以上となる建築物、公共の路外駐車場または公営の路外駐車場(市営・県営)等について選定基準を設定し、その基準に基づき選定します。

生活関連施設及び生活関連施設に準ずる施設の選定基準は次頁の表のとおりです。

【生活関連施設・生活関連施設に準ずる施設の選定基準(1/2)】

区分 1	区分 2		種類	選定基準	参考_特別特定建築物に該当する用途
旅客施設	旅客施設			・1日あたり平均利用者数 2,000 人以上	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
建築物	官公庁等	保健所、税務署 その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	生活関連施設	・床面積 2,000 ㎡以上	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
	教育・文化施設等	学校		・小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のものまたは、特別支援学校 ・高等学校、大学、専門学校、保育園は除外(奈良女子大学については、重点整備地区内に位置し地域内外問わず様々な方が利用する学校として位置づける)	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。)又は特別支援学校
		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		・床面積 2,000 ㎡以上	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
		集会場又は公会堂		・床面積 2,000 ㎡以上	集会場又は公会堂
		展示場		・床面積 2,000 ㎡以上	展示場
		博物館、美術館又は図書館		・床面積 2,000 ㎡以上	博物館、美術館又は図書館
	医療・福祉施設	病院又は診療所		・医療法で定める「病院」のみ	病院又は診療所
		総合福祉施設、児童厚生施設、老人・障害者福祉施設等		・入居を目的とする施設、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は除外	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
			生活関連施設に準ずる施設	・入居を目的とする施設、施設送迎車を主たる移動手段とした施設	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
			生活関連施設	・大規模小売店舗(趣味・娯楽に関する専門店(釣り・ゴルフ等のスポーツ用品等)は、高齢者や障害のある方の利用は少ないと考えられるため除外) ・または、平日、休日とも日中歩行者専用となっている商店街(商店街により舗装等を整備)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

【生活関連施設・生活関連施設に準ずる施設の選定基準(2/2)】

区分 1	区分 2		種類	選定基準	参考 特別特定建築物に該当する用途
建築物	商業施設	郵便局	生活関連施設	・集配局	理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
			生活関連施設に準ずる施設	・上記以外の郵便局	
		銀行	・ATM のみは除外		
		公衆浴場	生活関連施設	・床面積 2,000 ㎡以上	公衆浴場
		飲食店		・床面積 2,000 ㎡以上	飲食店
	衛生施設	公衆便所		・床面積 50 ㎡以上	公衆便所
	宿泊施設	ホテル又は旅館		・床面積 2,000 ㎡以上 ・または、客室の総数が 50 室以上	ホテル又は旅館
	運動施設	体育館、水泳場若しくはボーリング場又は遊技場		・床面積 2,000 ㎡以上	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
駐車場	路外駐車場	生活関連施設	・公共(市・県)によって道路の路面外に設置される、一般公共の用に供され、駐車料金を徴収する駐車場(駐車面積 500㎡以上(概ね44台以上)) ・施設に付属するものは除く	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
		生活関連施設に準ずる施設	・上記以外の公共が設置する、駐車料金を徴収する駐車場(駐車面積500㎡未満)		
公園	公園	生活関連施設	・一時避難場所として指定されている公園 ・または、都市公園のうち、特に地域内外の方の利用が多い都市基幹公園(総合公園・運動公園)、特殊公園、広域公園、国営公園等		
観光	観光案内所	生活関連施設に準ずる施設	・上記以外で市民や来訪者にとって重要な都市公園		
	観光エリア		・奈良市観光協会が運営している観光案内所 ・または、当該地区において核となり、複合的な機能をもつ観光案内所		
				・奈良市内でも有数の観光地として、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を図るべき一体のエリア	
歴史文化関連施設				・地域内外の来訪者、さらには国外からの来訪者も見込まれる寺院・神社等のうち世界遺産となっているもの等	

2) 生活関連施設の選定

本重点整備地区における生活関連施設及び生活関連施設に準ずる施設は以下のとおりです。

【近鉄高の原駅周辺地区における生活関連施設・生活関連施設に準ずる施設】

分類 1	分類 2	分類 3	施設名
生活関連施設	旅客施設	駅	高の原駅
	官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場	奈良市北部会館(市役所出張所・図書館・ホール・福祉センター等)
	教育・文化施設等	小学校	奈良市立朱雀小学校
		中学校	奈良市立平城東中学校
			奈良市立ならやま小中学校
		映画館	イオンシネマ高の原
	医療・福祉施設	病院	高の原中央病院
	商業施設	大規模小売店舗、商店街等	サンプラザすずらん館
			サンプラザひまわり館
			イオンモール高の原
			ケーズデンキ高の原店
			コープ朱雀
	衛生施設	公衆便所	近鉄高の原駅前公衆便所
	公園	近隣公園	平城第 3 号近隣公園
		地区公園	平城第 2 号公園
生活関連施設に準ずる施設	医療・福祉施設	老人ホーム、障害者福祉ホームその他	サンタ・マリア
			ファミリー・モア 八重桜朱雀館
			グループホームまごころ
	商業施設	郵便局	奈良朱雀郵便局
			奈良右京郵便局
		銀行	南都銀行 平城支店・平城西出張所 共同店舗
			京都銀行 高の原支店 イオン銀行 イオンモール高の原店
	公園	近隣公園	歌姫近隣公園

(3) 生活関連経路の設定

1) 生活関連経路の設定の考え方

生活関連施設相互を結び、歩道が設置される等、地区の骨格を形成し、道路移動等円滑化基準に適合した整備を図る道路を「生活関連経路」、歩行者や自動車等が共存し、生活関連経路を補完する等、可能な範囲でのバリアフリー化を図る道路を「準生活関連経路」として定めます。

2) 生活関連経路の選定

本重点整備地区における生活関連経路及び準生活関連経路は以下の表のとおりです。

【近鉄高の原駅周辺地区における生活関連経路】

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
市	中部第1124号線	高の原駅西側駅前広場～ 県道 751 号木津平城線との交差点	市-1
市	中部第1161号線	中部第1124号線との交差点～ 中部第1145号線との交差点	市-2

【近鉄高の原駅周辺地区における準生活関連経路(1/2)】

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
市	中部第978号線	高の原駅西側駅前広場～ 中部第993号線との交差点	(準)市-1
市	中部第993号線	中部第978号線との交差点～ 中部第1001号線との交差点	(準)市-2
市	中部第1001号線	中部第993号線との交差点～ ならやま小中学校前	(準)市-3
市	中部第1057号線	高の原駅西側駅前広場～ 中部第1056号線との交差点	(準)市-4
市	中部第1056号線	中部第978号線との交差点～中部第1058号線	(準)市-5
市	中部第1058号線	中部第1056号線との交差点～ 中部第1088号線との交差点	(準)市-6
市	中部第1088号線	中部第1058号線との交差点～ 中部第1066号線との交差点	(準)市-7
市	中部第1066号線	中部第1088号線との交差点～ 中部第1070号線との交差点	(準)市-8
市	中部第1070号線	中部第1066号線との交差点～ 平城第 3 号近隣公園前	(準)市-9
市	中部第1055号線	高の原駅西側駅前広場～ 県道 751 号木津平城線との交差点	(準)市-10
市	中部第1145号線	中部第1161号線との交差点～ 中部第1152号線との交差点	(準)市-11

【近鉄高の原駅周辺地区における準生活関連経路(2/2)】

管理者 (事業者)	路線名称	区間	記号
市	中部第1152号線	中部第1145号線との交差点～ 中部第1154号線との交差点	(準)市-12
市	中部第1154号線	中部第1152号線との交差点～ 中部第1159号線との交差点	(準)市-13
市	中部第1159号線	中部第1154号線との交差点～ 県道 751 号木津平城線との交差点	(準)市-14

(4) 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の地図

本重点整備地区における重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路は以下のとおりです。

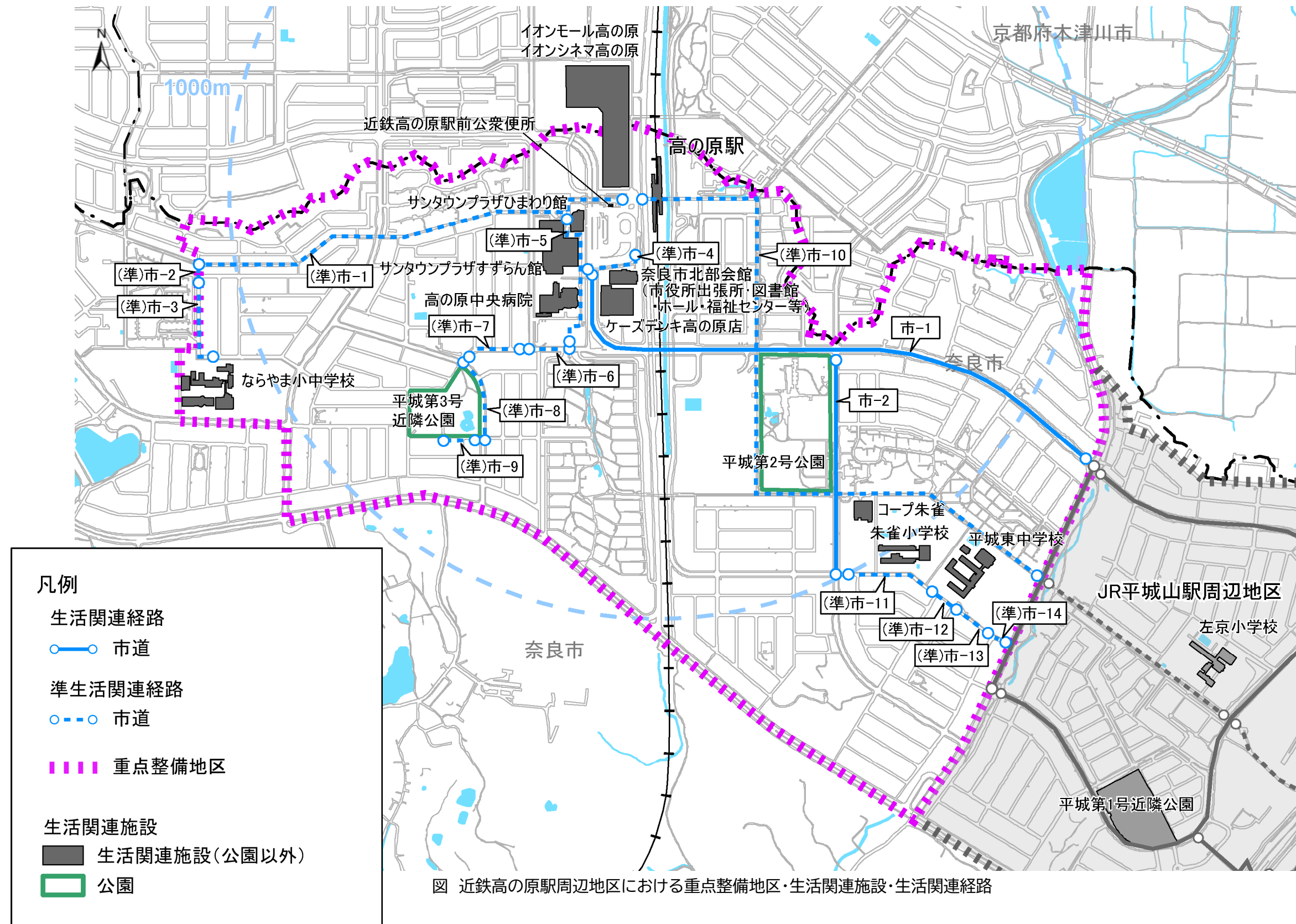


図 近鉄高の原駅周辺地区における重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

2 地区におけるバリアフリー化の主な課題

実際に鉄道駅や周辺道路を利用される方々からご意見をいただき、地区の現状や課題を把握することで、より望ましいバリアフリー化整備を図るため、地域住民や当事者の方々とともにまちあるき点検調査及び意見交換会を実施しました。また、意見交換会で当事者等からいただいた意見をもとに、バリアフリー化の主な課題について整理します。

(1) まちあるき点検調査・意見交換会

1) 調査概要

■実施日時

・令和 7 年 5 月 23 日(金)14:00～16:30

■対象施設

- ・近鉄高の原駅
- ・西側駅前広場
- ・市道中部第 978 号線(ふれあい橋)
- ・市道中部第 1055 号線
- ・市道中部第 1056 号線
- ・市道中部第 1057 号線

■参加者

・参加者合計:44 名

学識経験者、朱雀地区自治連合会、右京地区自治連合会、高の原駅前広場再整備 PT 会議、木津川市民、奈良市視覚障害者協会、奈良市聴覚障害者協会、車いす利用者、肢体装具利用者、手話通訳者、木津川市関係者、公共交通事業者、奈良女子大学学生、永井学園学生、市関係者、事務局



2) 意見交換会のまとめ

【近鉄高の原駅に関する意見】

視・・・視覚障害者
聴・・・聴覚障害者
肢・・・肢体不自由者
外・・・外国人

視覚障害者誘導用ブロックの位置や誘導に工夫が必要(視覚障害者)	視	聴	肢	外
幅広改札口案内を高い位置に設置して欲しい(混雑しているときに分かりづらい)(共通)	視	聴	肢	外
外国語で書いてあるが、初めて来た外国人には分かりにくい(外国人)	視	聴	肢	外
券売機の IC カードリーダーの位置を低くして欲しい(肢体不自由者)	視	聴	肢	外
階段のすべり対策／破損している個所の修繕(共通)	視	聴	肢	外
聴覚障害者に対応したインターホンの充実・改善(聴覚障害者)	視	聴	肢	外
幅広改札口の増加も必要(共通)	視	聴	肢	外
多機能トイレの扉が重い(共通)	視	聴	肢	外
ホームのトイレに音声案内があってよかった(視覚障害者)	視	聴	肢	外
ホームアナウンスが聞き取りづらい(ホームにもモニター設置)(共通)	視	聴	肢	外
ホームが線路側に傾斜があり勝手に転がる(肢体不自由者) など	視	聴	肢	外

【道路に関する意見】

視覚障害者誘導用ブロックの改善(階段への誘導がない／会館への誘導が途切れている等)(視覚障害者)	視	聴	肢	外
歩道の舗装材がバラバラで歩きにくい／一部ブロックが外れてデコボコになっている(共通)	視	聴	肢	外
視覚障害者誘導用ブロックの老朽化(はがれていた)(視覚障害者)	視	聴	肢	外
歩道橋の柵支柱が歩道側に出ている(視覚障害者)	視	聴	肢	外
スロープの両端に手すりがある(共通)	視	聴	肢	外
ふれあい橋から南都銀行へ行く際、段差があり通りにくい(共通)	視	聴	肢	外
グレーチングの目が粗く危ない(共通) など	視	聴	肢	外

【駅前広場に関する意見】

バス停やタクシー乗り場の案内板で詳しい英語表記がほしい(外国人)	視	聴	肢	外
視覚障害者誘導用ブロックが劣化している(褪色、破損)(視覚障害者)	視	聴	肢	外
スロープが長く大変(エレベーター・エスカレーターがほしい)(共通)	視	聴	肢	外
階段・スロープの両端に手すりがある(共通)	視	聴	肢	外
駅からバス停までの雨除けが欲しい(共通)	視	聴	肢	外
各乗り場の時刻表に点字がほしい(視覚障害者)	視	聴	肢	外
視覚障害者誘導用ブロックが地面と同じ色(視覚障害者)	視	聴	肢	外
身障者用乗降場の傾斜がきつく、幅もせまい(肢体不自由者)	視	聴	肢	外
全体的にベンチ等の休憩場所が欲しい(共通) など	視	聴	肢	外

【建築物(近鉄高の原駅前公衆便所)に関する意見】

広場のトイレ案内がわからないので、案内サインがほしい(共通)	視	聴	肢	外
トイレ・入り口の雨水用グレーチングの幅が広く危険(共通)	視	聴	肢	外
トイレの設備が古い、ベビーチェア・おむつ交換台等がない(共通)	視	聴	肢	外
トイレの男女の区別がつかない(音声案内がほしい)(視覚障害者)	視	聴	肢	外
建築物に接している周辺の車道歩道の舗装がデコボコしている(共通) など	視	聴	肢	外

(2) 子育て世代アンケート調査

1) 趣旨

近鉄高の原駅周辺にお住まいの子育て世代の方々を対象にアンケート調査を実施しました。

本アンケート調査は、鉄道駅や駅周辺のお子様と一緒によく利用する施設(公共施設や郵便局、銀行、スーパー、病院等)、公園について、施設の利用状況や利用する際の主な移動手段、バリアフリーに関して不便に感じていること(問題点)などを把握し、バリアフリー事業等を検討する際の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2) 調査概要

項目	概要
実施期間	2025 年(令和 7 年)5 月 19 日～ 2025 年(令和 7 年)6 月 20 日
アンケート方法	WEB
回収数	39
備考	保育園を対象に案内チラシを掲示のほか、HP 等で周知

3) アンケート調査結果

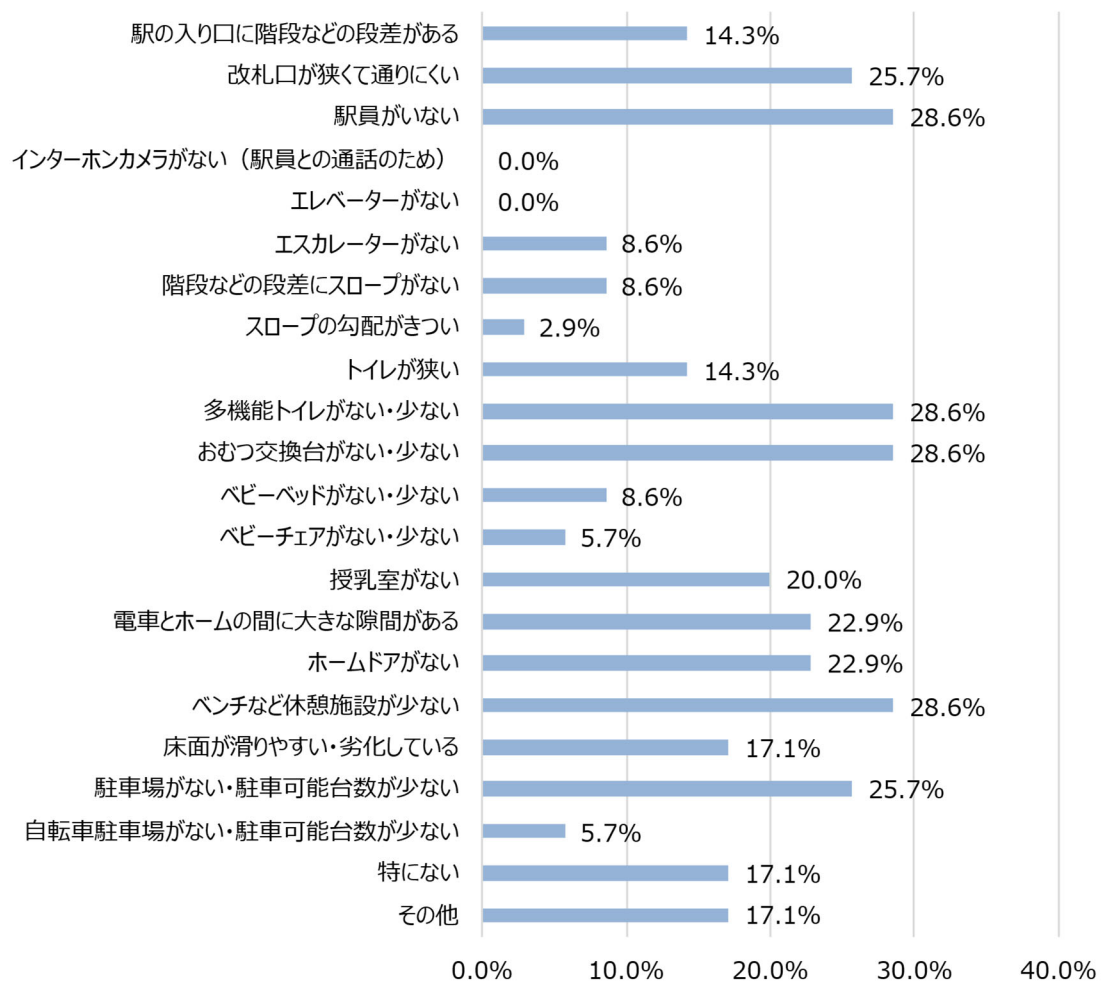
Q お子様と一緒に高の原駅を利用する際に不便に思うことを教えてください(複数選択)

近鉄高の原駅をお子様と一緒に利用していると回答した 35 人を対象に、近鉄高の原駅を利用する際に不便に思うことをお聞きした結果が以下のとおりです。

「駅員がいない」、「多機能トイレがない・少ない」、「おむつ交換台がない・少ない」、「ベンチなど休憩施設が少ない」が 28.6%と最も多くなっています。次いで、「駐車場がない・駐車可能台数が少ない」、「改札口が狭くて通りにくい」が 25.7%となっています。

回答項目	件	割合
駅の入り口に階段などの段差がある	5	14.3%
改札口が狭くて通りにくい	9	25.7%
駅員がいない	10	28.6%
インターホンカメラがない(駅員との通話のため)	0	0.0%
エレベーターがない	0	0.0%
エスカレーターがない	3	8.6%
階段などの段差にスロープがない	3	8.6%
スロープの勾配がきつい	1	2.9%
トイレが狭い	5	14.3%
多機能トイレがない・少ない	10	28.6%
おむつ交換台がない・少ない	10	28.6%
ベビーベッドがない・少ない	3	8.6%
ベビーチェアがない・少ない	2	5.7%
授乳室がない	7	20.0%
電車とホームの間に大きな隙間がある	8	22.9%
ホームドアがない	8	22.9%
ベンチなど休憩施設が少ない	10	28.6%
床面が滑りやすい・劣化している	6	17.1%
駐車場がない・駐車可能台数が少ない	9	25.7%
自転車駐車場がない・駐車可能台数が少ない	2	5.7%
特にない	6	17.1%
その他	6	17.1%
合計	123	—

近鉄高の原駅で不便に思うこと



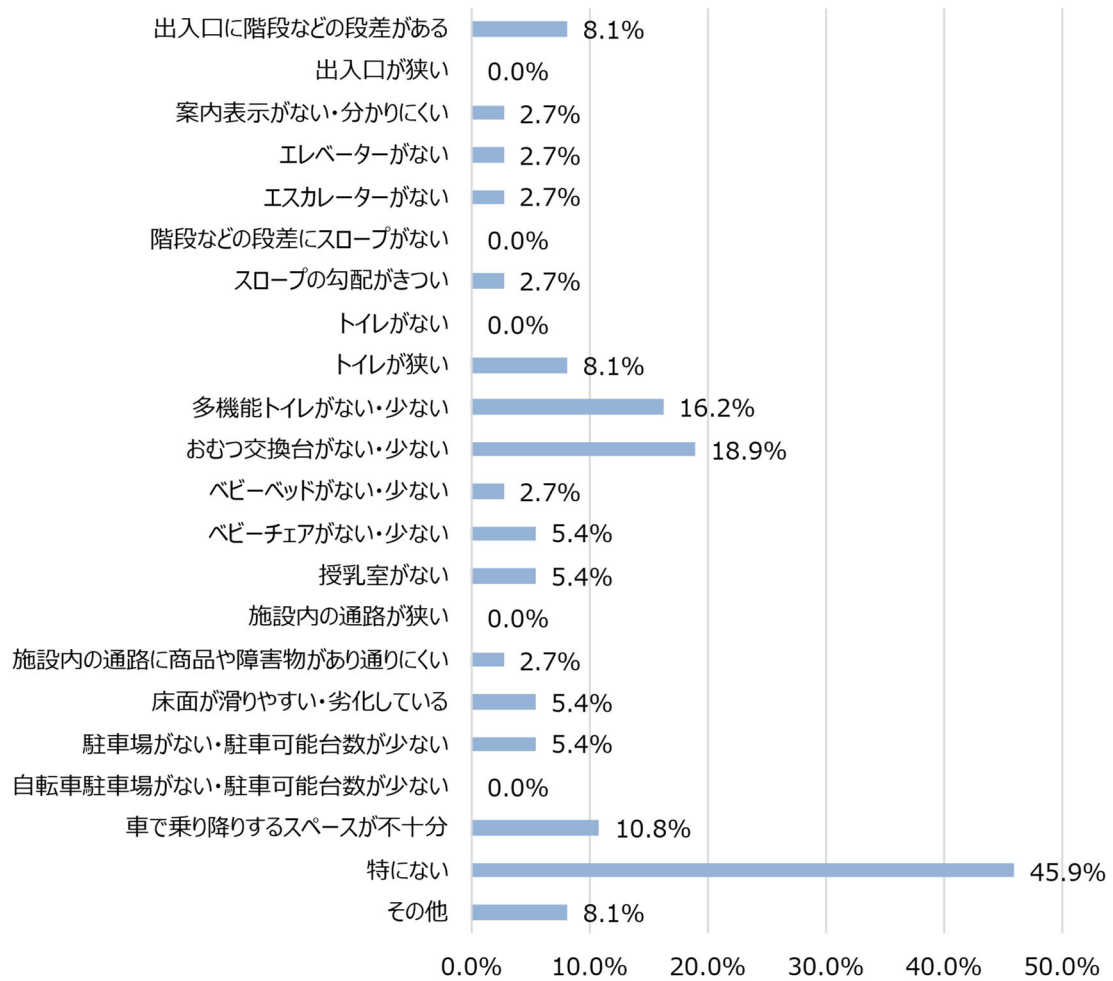
Q 近鉄高の原駅周辺の公共施設や郵便局・銀行、スーパー、病院等の施設で不便に思うことを教えてください(複数選択)

近鉄高の原駅周辺の公共施設や郵便局、スーパー、病院等の施設をお子様と一緒に利用していると回答した 37 人を対象に、近鉄高の原駅周辺の公共施設や郵便局、スーパー、病院等の施設で不便に思うことをお聞きした結果が以下のとおりです。

「特にない」が 45.9%で最も多くなっています。次いで「おむつ交換台がない・少ない」が 18.9%となっています。

回答項目	件	割合
出入口に階段などの段差がある	3	8.1%
出入口が狭い	0	0.0%
案内表示がない・分かりにくい	1	2.7%
エレベーターがない	1	2.7%
エスカレーターがない	1	2.7%
階段などの段差にスロープがない	0	0.0%
スロープの勾配がきつい	1	2.7%
トイレがない	0	0.0%
トイレが狭い	3	8.1%
多機能トイレがない・少ない	6	16.2%
おむつ交換台がない・少ない	7	18.9%
ベビーベッドがない・少ない	1	2.7%
ベビーチェアがない・少ない	2	5.4%
授乳室がない	2	5.4%
施設内の通路が狭い	0	0.0%
施設内の通路に商品や障害物があり通りにくい	1	2.7%
床面が滑りやすい・劣化している	2	5.4%
駐車場がない・駐車可能台数が少ない	2	5.4%
自転車駐車場がない・駐車可能台数が少ない	0	0.0%
車で乗り降りするスペースが不十分	4	10.8%
特にない	17	45.9%
その他	3	8.1%
合計	57	—

近鉄高の原駅周辺の施設で不便に思うこと



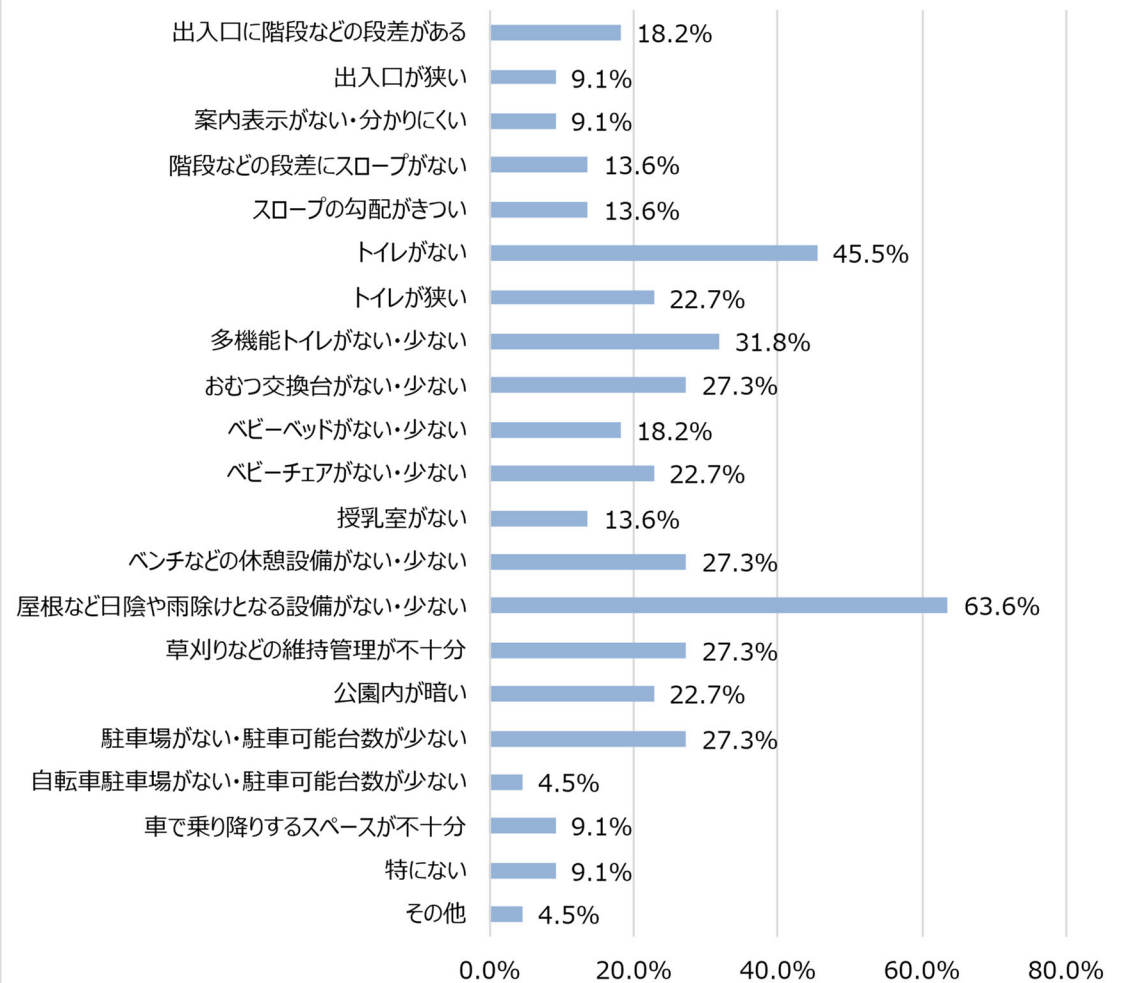
Q 近鉄高の原駅周辺の公園をお子様と一緒に利用する際に、不便に思うことを教えてください(複数選択)

近鉄高の原駅周辺の公園をお子様と一緒に利用していると回答した 22 人を対象に、近鉄高の原駅周辺の公園を利用する際に不便に思うことをお聞きした結果が以下のとおりです。

「屋根など日陰や雨除けとなる設備がない・少ない」が 63.6%で最も多くなっています。次いで「トイレがない」が 45.5%となっています。

回答項目	件	割合
出入口に階段などの段差がある	4	18.2%
出入口が狭い	2	9.1%
案内表示がない・分かりにくい	2	9.1%
階段などの段差にスロープがない	3	13.6%
スロープの勾配がきつい	3	13.6%
トイレがない	10	45.5%
トイレが狭い	5	22.7%
多機能トイレがない・少ない	7	31.8%
おむつ交換台がない・少ない	6	27.3%
ベビーベッドがない・少ない	4	18.2%
ベビーチェアがない・少ない	5	22.7%
授乳室がない	3	13.6%
ベンチなどの休憩設備がない・少ない	6	27.3%
屋根など日陰や雨除けとなる設備がない・少ない	14	63.6%
草刈りなどの維持管理が不十分	6	27.3%
公園内が暗い	5	22.7%
駐車場がない・駐車可能台数が少ない	6	27.3%
自転車駐車場がない・駐車可能台数が少ない	1	4.5%
車で乗り降りするスペースが不十分	2	9.1%
特にない	2	9.1%
その他	1	4.5%
合計	97	—

近鉄高の原駅周辺の公園で不便に思うこと



(3) 地区における主な課題

まちあるき点検調査・意見交換会での参加者からの意見や、子育て世代アンケート調査の回答結果等を踏まえ、バリアフリーに関する地区の主な課題を以下に示します。

1) 公共交通について(鉄道駅、バス、タクシーなど)

■近鉄高の原駅

- ・視覚障害者誘導用ブロックの適正な配置
- ・幅広改札口案内を高い位置に設置して欲しい
- ・案内サイン等の文字の大きさや高さ等の見やすさの改善
- ・券売機の見やすさ改善
- ・階段手すりの高さ改善や補修・修繕
- ・幅広改札口の増設
- ・扉の重さ等、バリアフリースイレの改善
- ・ホームの勾配や電車出入口との高低差の改善
- ・音声案内や文字情報等、視覚・聴覚障害者・外国人等への対応

など

2) 道路、交通安全施設について

- ・視覚障害者誘導用ブロックの適正な配置、補修・修繕
- ・段差や凸凹、グレーチングの改善
- ・安全な歩行空間の確保

など

3) 駅前広場について

- ・運行情報設備への点字表示や外国語対応

など

4) 建築物(近鉄高の原駅前公衆便所)について

- ・トイレまでの案内サインの設置
- ・施設出入口の車いす利用への対応
- ・トイレについて、ベビーチェア・おむつ交換台等の乳幼児設備の設置
- ・音声案内や文字情報等、視覚・聴覚障害者、外国人等への対応

など

3 重点整備地区におけるバリアフリー事業

本重点整備地区におけるバリアフリー事業の整備項目を整理し、特定事業については、必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を作成し事業を実施していきます。また、特定事業に該当しないその他の事業・ソフト事業についてもバリアフリー事業を推進していきます。

参考)特定事業とは

【特定事業の種類】

①公共交通特定事業

特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更等に係る事業及び、鉄道、バス、福祉タクシーなどの車両におけるバリアフリー整備(車両の低床化など)に関する事業

②道路特定事業

道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通路経路の案内標識など)の設置に関する事業及び、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、段差解消など)に関する事業

③路外駐車場特定事業

特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など)の整備に関する事業

④都市公園特定事業

都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設(園路、バリアフリースイレ、休憩所等)の整備に関する事業

⑤建築物特定事業

特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
全部又は一部が生活関連経路である特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

⑥交通安全特定事業

バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(道路横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など)に関する事業

バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など)のための事業

⑦教育啓発特定事業

バリアフリー化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業やバリアフリー化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

特定事業…

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するためのものです。基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

(1) 本重点整備地区における整備項目、整備実施時期及び事業主体

まちあるき点検調査・意見交換会で当事者等からいただいた意見やヒアリングの結果より把握した、地区におけるバリアフリー化の課題等を踏まえ、バリアフリー事業の整備項目を整理し、実施時期、事業主体を設定します。本重点整備地区におけるバリアフリー事業の整備項目、実施時期、事業主体を以下に示します。

今後の特定事業計画を策定する中で、必要に応じて実施時期を定めることとし、本基本構想での実施時期については全て継続とします。また、ソフト事業等を含め、引き続き実施すべき事業や計画目標期間内に完了しない事業については継続して取り組みを進めます。

なお、まちあるきなどでいただいたその他の意見等については、引き続き関係者と協議・検討しバリアフリー化にむけた検討を進めます。

1) 鉄道駅舎

●近鉄高の原駅

近鉄高の原駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に事業を設定します。

整備項目	実施時期	事業主体
誘導案内用設備の整備		
視覚障害者誘導用ブロックの適切な位置への設置・改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
分かりやすく見やすい案内サイン等への改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
その他施設・設備の整備		
券売機の改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
昇降設備の充実・改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
インターホンの充実・改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
トイレ設備の充実・改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
幅広改札機の充実	継続	近畿日本鉄道株式会社
可動式ホーム柵の設置等のホームの改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
その他ソフト事業		
音声案内や電光掲示板等、多様な手段・言語による情報提供の充実・改善	継続	近畿日本鉄道株式会社
整備されたバリアフリー化設備の適切な維持・管理	継続	近畿日本鉄道株式会社
その他、こころのバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	近畿日本鉄道株式会社

2) 道路等

■特定事業として位置付ける事業

整備項目	実施時期	事業主体
歩道の平坦性の確保 (段差・勾配・舗装面の改善 等)	継続	道路管理者
歩行空間の改善 (視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善 等)	継続	道路管理者

■その他事業

整備項目	実施時期	事業主体
継続的な維持管理		
歩道の平坦性の確保 (舗装面・路面標示の補修・修繕 等)	継続	道路管理者
視覚障害者誘導用ブロックの補修・修繕	継続	道路管理者
歩行空間の確保		
歩行者通行部の確保 (植樹や障害物の撤去 等)	継続	道路管理者
準生活関連経路における対策の実施		
カラー舗装や路側線等による歩行空間の明確化	継続	道路管理者
歩行空間の改善 (段差・舗装面の改善 等)	継続	道路管理者
バス停環境の改善		
バス停点字板の設置・改良	継続	バス事業者
その他ソフト事業		
不法駐輪車両の指導・取締り・広報・啓発	継続	道路管理者等
商品・看板等のはみ出しに対する指導・撤去・広報・啓発	継続	道路管理者

3) 都市公園

●平城第 3 号近隣公園

整備項目	実施 時期	事業主体
既設園路の整備		
段差・舗装面の改善	継続	奈良市
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	継続	奈良市

●平城第 2 号公園

整備項目	実施 時期	事業主体
既設園路の整備		
段差・舗装面の改善	継続	奈良市
草刈等、植栽や雑草の適切な維持管理	継続	奈良市

4) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設については、奈良県「住みよい福祉のまちづくり条例」やバリアフリー法等、バリアフリーに関する各種ガイドラインに基づき、可能な限りバリアフリー化を進めていくことが望まれます。

必要な整備は施設の実態により異なりますが、ここでは、子育て世代アンケート調査や建築物ヒアリング調査結果を踏まえ、整備項目を整理します。また、必要に応じて特定事業計画の作成に向けたバリアフリー事業の検討・支援を行います。

整備項目	実施時期	事業主体
誘導案内用設備の整備		
視覚障害者誘導用ブロックの適切な位置への設置・改善	継続	施設管理者
音声案内や電光掲示板等、案内サインの設置・改善	継続	施設管理者
点字表示の適切な位置への設置・改善	継続	施設管理者
高齢者障害者等用駐車スペースの案内サインの改善	継続	施設管理者
その他設備・施設の整備		
段差・勾配等、施設出入口の改善	継続	施設管理者
施設内通路の拡幅	継続	施設管理者
トイレ・バリアフリートイレの改善	継続	施設管理者
その他ソフト事業		
音声案内や電光掲示板等、多様な手段・言語による情報提供の充実・改善	継続	施設管理者
耳マークの掲示や筆談ボードの設置	継続	施設管理者
既存施設を改修する際のバリアフリー法の認定建築物の認定促進	継続	施設管理者
既存施設を改修する際の奈良県「住みよい福祉のまちづくり条例」の適合証交付施設の認定促進	継続	施設管理者
HPでの掲載やヒアリング調査等を通じた周知によるバリアフリー化の促進	継続	奈良市
バリアフリー化点検の継続的な実施	継続	施設管理者
整備されたバリアフリー化設備の適切な維持・管理	継続	施設管理者
その他、こころのバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	施設管理者

5) 信号・交差点、交通規制

■特定事業として位置付ける事業

整備項目	実施時期	事業主体
既設信号の改良		
音響信号の設置・改良	継続	公安委員会
歩行者青時間の延長等の改良	継続	公安委員会
歩行者青時間延長押しボタンの設置・改良	継続	公安委員会
横断歩道の整備		
エスコートゾーンの設置	継続	公安委員会
横断歩道等の道路標示設置	継続	公安委員会

6) 駅前広場

■その他事業

●近鉄高の原駅 西側駅前広場

整備項目	実施時期	事業主体
誘導案内設備の改善		
バス停点字板の適切な位置への設置・改善	継続	バス事業者
その他ソフト事業		
不法駐輪車両の指導・取締り・広報・啓発	継続	道路管理者等

■その他事業

●近鉄高の原駅 東側駅前広場

整備項目	実施時期	事業主体
その他ソフト事業		
不法駐輪車両の指導・取締り・広報・啓発	継続	道路管理者等